

● 第7章 市町村耐震改修促進計画

1. 市町村耐震改修促進計画

- ▶ 国が示す基本方針のうち、「都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項」において、『市町村耐震改修促進計画』については、可能な限り全ての市町村において策定することが望ましいとしています。
- ▶ 県は、県内全ての市町村において平成19年度までに市町村耐震改修促進計画の策定を行うことを目標として、本計画との整合を図りつつ、地域特性を考慮した計画を策定するよう、参考となる計画策定項目を示し、「建築物の耐震化促進にかかる市町村連絡会議」の場等を活用して、働きかけをおこなうこととします。
- ▶ 特に、所管行政庁である市においては、耐震改修促進法及び建築基準法に基づき指導・助言等や勧告・命令等を実施する必要があるため、速やかに耐震改修促進計画を策定するよう指導します。
- ▶ 市町村耐震改修促進計画の策定に際しては、国庫補助の活用や適切な指導・助言等の支援を実施します。
- ▶ また、市町村立学校施設については、「奈良県学校施設耐震化ガイドライン」を活用し、早急に耐震化が促進されるよう、適切に指導・助言等を行います。

【市町村耐震改修促進計画の策定項目（案）】

1. 基本方針
 - 1-1 計画の目的、位置づけ等
 - 1-2 計画期間
2. 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標
 - 2-1 想定される地震の規模、想定される被害の状況
 - 2-2 耐震化の現状
 - 2-3 耐震改修等の目標の設定
 - 2-4 公共建築物の耐震化の目標
3. 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 3-1 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針
 - 3-2 耐震診断・改修を図るための支援策の概要
 - 3-3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備
 - 3-4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要
 - 3-5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定
 - 3-6 重点的に耐震化すべき区域の設定
 - 3-7 地震発生時に通行を確保すべき道路の選定
4. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項
 - 4-1 地震ハザードマップの作成・公表
 - 4-2 相談体制の整備および情報提供の充実
 - 4-3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催
 - 4-4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導
 - 4-5 自治会等との連携・取り組み支援
5. その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項
 - 5-1 庁内推進体制の確立
 - 5-2 関係団体との協働による推進体制の確立